

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和5年3月3日付けの保護変更決定通知書により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

受給した年金は既に医療費の支払に充てたため返金不可能である。今まで毎月79,510円の保護費で生活していたのが、突然64,383円で生活することは大変困難である。

なお、担当職員の生活保護受給者に対する接遇態度は侮辱的であり、改めていただきたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和 6 年 2 月 1 6 日	諮問
令和 6 年 5 月 8 日	審議（第 8 8 回第 4 部会）
令和 6 年 6 月 5 日	審議（第 8 9 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法 8 条 1 項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 職権による保護の変更

法 2 5 条 2 項は、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとしている。

(3) 収入申告義務

法 6 1 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 6 年 4 月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 8 ・ 2 によれば、収入の認定は月額によることとされ、同 ・ 3 ・ (2) ・ ア ・ (ア)によれば、恩給、年金、失業保険その他

の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

イ 年金等の収入

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日付社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第８・１・(４)・アによれば、「恩給法、厚生年金保険法、（中略）等による給付で、１年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている。

(5) 次官通知等の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法２４５条の９第１項及び３項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分について

これを本件処分についてみると、１年以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定するとされているところ（１・(４)・イ）、処分庁は、本件申告書類により、請求人に対して、令和５年２月に老齢厚生年金５，４１２円、企業年金３９，１６７円が支給されたことを確認し、老齢厚生年金については、次回受給月である同年４月の前月までの各月に分割して２，７０６円、企業年金については、次回受給月である同年６月の前月までの各月に分割して９，７９１円を収入認定していることが認められる。

そうすると、本件処分は、上記１の法令等の定めに則って適正に行われたものということができ、また、保護費の算定においても違算は認められない。

なお、請求人は、保護費が７９，５１０円から６４，３８３円に減額になったことが不服である旨主張しているが、これは上記の収入認定額に加え、令和５年４月より冬季加算額（２，６３０円）が削除されたことによるものであり、この点に関しても違算は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、年金を収入認定されたことについて不服である旨を主張する。

しかし、保護は要保護者の金銭等で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされ（保護の補足性）、年金等の収入があ

る場合には、その収入額は、要保護者の収入として認定されるものである（１・(1)）。そして、本件処分が法令等の定めに従って適正に行われていることは上記２で述べたとおりである。

また、請求人は担当職員の接遇態度についての不満も明らかにしているが、そのことが本件処分の違法性又は不当性を基礎づけるほどの事情とは認められない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美